法 学 第 １７６ 号
平成 29 年５月 22 日

私立高等学校、特別支援学校及び
高等課程を置く専修学校設置者　　様
※システム導入校

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

高等学校等就学支援金の加算に関する届出及び収入状況届出書の提出について（通知）

このことについて、平成29年７月以降の高等学校等就学支援金の加算額の算定を行いますので、下記の関係書類を取りまとめのうえ、**平成29年７月14日（金）まで【必着】**に当職あて提出してください。

なお、新・旧それぞれの制度が適用となる生徒の在学校にあっては、提出書類の作成及び取りまとめについて、十分留意されるようお願いします。

記

【旧制度適用者】

１　提出書類

（１）高等学校等就学支援金の加算に関する届出書（旧省令様式第２号）

（２）加算届出者一覧（様式16）

（３）保護者（親権者）の状況に応じて提出いただくもの。

①　２倍加算に該当する者

平成29年度住民税課税証明書又は生活保護受給証明書（原本又はｺﾋﾟｰ）など

＊保護者に対しては、扶養親族の人数・年齢が記載された課税証明書を徴するよう周知することが望ましい

②　1.5倍加算に該当する者

ア　平成29年度住民税課税証明書（扶養親族の人数・年齢が記載されたもの）（原本又はｺﾋﾟｰ）

イ　16歳以上19歳未満の扶養親族に係る健康保険証の写し等　＊市町村民税所得割18,900円未満は不要

ウ　1.5倍加算対象者集計表

２　提出電子データ

（１）加算支給届出者一覧ＣＳＶファイル

（２）1.5倍加算対象者集計表エクセルファイル

３　留意事項

1.5倍加算の基準を満たすものの、市町村民税所得割額（以下「所得割額」）が51,300円以上の場合は、システムの所得割欄に「51,299円」と入力するとともに、実際の所得割額を1.5倍加算対象者集計表に入力すること。

【新制度適用者】

１　提出書類

既に受給資格認定を受けた者は（１）～（３）を、保護者等の変更により所得制限基準を下回る等の理由により、新たに受給資格認定を受ける者は（４）～（６）を提出してください。

（１）　収入状況届出書（省令様式第１号）

（２）　収入状況届出者一覧（様式15）

（３）　保護者（親権者）の収入状況の確認のため提出いただくもの。

平成29年度住民税課税証明書又は生活保護受給証明書（原本又はｺﾋﾟｰ）など

※　旧制度と異なり、受給資格認定を受けた者（受給権者）の全員が提出することとなりますので注意願います。

≪高等学校等就学支援金事務処理要領【第４版】　11～12 ページ　抜粋≫

第Ⅰ部　　第三章　就学支援金に関する事務
３　就学支援金の支給
（３）　収入の状況の届出、支払の一時差止め
ア　［略］
イ　受給資格の確認、就学支援金の算定
①　県は、「７月末を目途として県が定める提出期限」までに、受給権者である生徒から課税証明書等を添付した収入状況届出書の提出を受け、受給資格について確認し、支給額を算定する。
［中略］
具体的には、学校設置者から提出された収入状況届出書等及び収入状況届出者一覧に基づき判定を行い、学校設置者に収入状況審査結果通知（様式 16）を送付する。
ⅰ）個人番号を利用して保護者等の市町村民税所得割の額が確認できる場合・収入状況届出書等が期限内に提出された場合
ａ　保護者等の市町村民税所得割額が所得制限基準額未満の場合
→　継続支給（支給決定（予定）通知（７月～翌年６月分（様式 46、47）（※））を発出）
※通知の翌月以降・翌年度分の額は予定額や参考として示す。
ｂ　保護者等の市町村民税所得割額が所得制限基準額以上の場合
→　受給資格消滅通知（様式 10、様式 16）の発出（※）
※翌年７月より支給を受ける場合は、翌年７月に再度認定申請が必要。
ⅱ）個人番号を利用して保護者等の市町村民税所得割の額が確認できない場合・収入状況届出書等が期限内に提出されなかった場合
→　支払一時差止め通知（様式 17、様式 18）（７月～翌年６月分）の発出
※受給権者の地位は維持される。事後に「正当な理由（＝やむを得ない理由）」が認められた場合、７月分から遡及して支給する。
※翌年７月に収入状況届出を行わない場合は、引き続き、受給権者の地位は維持される。２年目、３年目も継続して支払の一時差止め通知を受け取り続けることを避けるため、収入状況届出書の提出時に、受給権放棄の手続（第Ⅱ部第二章12）を行うこととしても差し支えない（この場合、受給資格が消滅するため、支払一時差止め通知ではなく受給資格消滅通知を発出する。）。

（４）受給資格認定申請書（省令様式第１号）
（５）受給資格認定申請者一覧（様式２）
（６）保護者（親権者）の収入状況を確認するため提出いただくもの。
平成29年度住民税課税証明書又は生活保護受給証明書（原本又はコピー）など。

２　提出電子データ
（１）収入状況届出ＣＳＶファイル（【新制度適用者】１（１）～（３）に該当する者）
（２）受給資格認定申請ＣＳＶファイル（【新制度適用者】１（４）～（６）に該当する者）

３　留意事項
収入状況届出書と受給資格認定申請書の様式が同じであることから、該当する届出書又は申請書のどちらか一方にチェックを入れて提出してください。

【留意事項（旧制度・新制度共通）】
１　書類について
①　一覧表との突合を容易にするため、申請書の余白に通し番号（下４ケタ）を付すこと。
②　ホチキス留めはしないこと。
③　「給与所得等に係る市町村民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」（長い紙）はＡ４用紙に貼って提出のこと。
④　課税証明書等のコピーを添付する際は、証明者印や年度等が確実に印刷されているか確認すること。

⑤　鉛筆や消せるボールペンは使用しないこと。また、黒又は青以外の色ペンも使用しないこと。
⑥　保護者の氏名は、課税証明書どおりに、丁寧に記入すること。
⑦　学校受付日を漏れなく記入すること。
⑧　親権者等が存在しない場合（施設に入所している等）で、本人が成人に達しておらず、所得も得ていない場合は、本人の課税証明書の提出は不要であること（申請書【２．保護者等の収入の状況について】は（２）－２⑥へのチェックとなること。）
⑨　今回、新たに受給資格を得る場合は、申請書の【１．高等学校等の在学期間について】に記入が必要となること。
⑩　一方の親が控除対象配偶者で、課税証明書の添付を省略しようとする場合は、事務処理要領【第４版】31ページのＱ６－９の要件に該当するか十分確認のこと。

２　システムについて

①　所得制限であることが明らかで、保護者から申請書等の提出をしない申出があった場合は、「申請なし」で登録すること。（システムに登録がある生徒の場合）
②　所得制限かわからず、提出の求めに応じない場合は「差止」とすること。（提出期限後に提出があった場合は、提出があった月の翌月からの支給となる。）
③　税の申告をしていなかった等の理由により、提出期限までに課税証明書が提出できない場合は、申請書のみ先に提出し、後から課税証明書を提出することで、遡っての支給が可能となること。その場合は、提出書類が揃ってからシステム登録を行うこと。
④　申請書、課税証明書等が提出されたものの、「所得制限」の区分に該当する場合には、課税額を入力した上で、「所得制限」の扱いとなること。
⑤　収入状況届出時に休学中の生徒は「未提出（書類不備）」で登録し、「差止」となること。
⑥　システムに登録のある生徒は、必ず収入状況届出を行わなければならないことから、未申請の状態のままであると、その後のシステム操作に影響を及ぼす場合があるため、もれなく登録されているか確認すること。
⑦　システムに一度登録されている生徒が、所得制限になるなどして受給資格が消滅となっている場合、改めて受給資格認定申請を行う必要があるが、その場合、システムは「受給資格認定申請」ではなく、「収入状況届出」の画面にて行うこと。（システムに登録がない生徒は、通常通り「受給資格認定申請」画面にて登録を行う。）ただし、「収入状況届出」で出力される帳票は「受給資格申請者一覧」のため、申請書のチェック欄も「受給資格認定申請書」へのチェックとなること。
⑧　ＣＳＶはなるべくひとつにまとめて作ること。

〔担当〕私学振興担当　平澤、佐藤
TEL：019-629-5041
FAX：019-629-5049
E-mail：AH0007@pref.iwate.jp